

議案第2号 会則の一部改正について

新・案（赤字改正箇所）	旧	備考欄
<p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、大洲市観光まちづくり戦略会議（以下「戦略会議」という。）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 戦略会議は、「大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「えひめいやしの南予博2016」（以下「南予博」という。）の成果を継承しつつ、中長期の観光まちづくり計画「大洲市観光まちづくり戦略ビジョン」（以下「戦略ビジョン」という。）を策定及び進捗管理し、官民の協働・連携体制を整え、地域資源を活かした戦略的な観光プログラム等（以下「戦略プログラム」という。）を企画・実施することで、交流人口の拡大、地域内消費の拡大を図り、将来にわたって活力ある地域を維持していくことを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 戦略会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 戦略ビジョンの策定及び進捗管理に関すること。 (2) 南予博の承継プログラム及び戦略プログラムの企画・実施に関すること。 (3) 地域DMOの形成・確立及び観光関連組織の再編の検討に関すること。 (4) 旧城下町エリアの町並みの保全と活用に関すること。 (5) 長浜・肱川・河辺など周辺エリアへの波及に関すること。 (6) 集客交流拠点施設（道の駅等）の検討に関すること。 (7) その他、戦略会議の目的を達成するために必要な事業に関すること。 	<p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、大洲市観光まちづくり戦略会議（以下「戦略会議」という。）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 戦略会議は、「大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「えひめいやしの南予博 2016」（以下「南予博」という。）の成果を継承しつつ、中長期の観光まちづくり計画「大洲市観光まちづくり戦略ビジョン」（以下「戦略ビジョン」という。）を策定及び進捗管理し、官民の協働・連携体制を整え、地域資源を活かした戦略的な観光プログラム等（以下「戦略プログラム」という。）を企画・実施することで、交流人口の拡大、地域内消費の拡大を図り、将来にわたって活力ある地域を維持していくことを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 戦略会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 戦略ビジョンの策定及び進捗管理に関すること。 (2) 南予博の承継プログラム及び戦略プログラムの企画・実施に関すること。 (3) 地域DMOの形成・確立及び観光関連組織の再編の検討に関すること。 (4) 旧城下町エリアの町並みの保全と活用に関すること。 (5) 長浜・肱川・河辺など周辺エリアへの波及に関すること。 (6) 集客交流拠点施設（道の駅等）の検討に関すること。 (7) その他、戦略会議の目的を達成するために必要な事業に関すること。 	

議案第2号 会則の一部改正について

新・案（赤字改正箇所）	旧	備考欄
<p>(組織)</p> <p>第4条 戰略會議は、会長、<u>副会長</u>、委員及び監事で組織する。</p> <p><u>2 会長は大洲市長をもって充てる。</u></p> <p><u>3 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。</u></p> <p><u>4 委員は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。</u></p> <p><u>(1) 別表に掲載する関係機関・団体を代表する者又はその推薦を受けた者</u></p> <p><u>(2) その他会長が必要と認める者</u></p> <p><u>5 監事は、委員のうちから、会長が1名指名し、委員に委嘱されていない者から、1名会長が委嘱する。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 戰略會議は、会長、委員及び監事で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。</p> <p>(1) 関係機関若しくは関係団体を代表する者又はその推薦を受けた者</p> <p>(2) その他会長が必要と認める者</p> <p>3 会長は、必要があると認めるときは、委員を追加することができる。</p>	追加・修正
<p>(役員の職務)</p> <p>第5条 会長は、戦略會議を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長が、その職務を代理する。</p> <p>3 この会が行う契約その他の行為のうち、この会と会長との利益が相反する行為及び民法（明治29年法律第89条）第108条の規定の適用を受ける行為については、副会長が会長の職務を代理する。</p> <p>4 監事は、戦略會議の会計を監査し、必要があるときは、会長に対し意見を述べることができる。</p> <p>(オブザーバー)</p> <p>第6条 戰略會議にオブザーバーを置くことができる。</p> <p>2 オブザーバーは、会長が委嘱する。</p> <p>3 オブザーバーは、会議に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>(会議の機能)</p> <p>第7条 会議は、次に掲げる事項を審議し、決定する。</p> <p>(1) 会則に関する事項。</p>	<p>(役員)</p> <p>第5条 戰略會議に次の役員をおく。</p> <p>(1) 会長</p> <p>(2) 副会長</p> <p>(3) 監事</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第6条 会長は大洲市長をもって充てる。</p> <p>2 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。</p> <p>3 監事は、会長が委嘱する。ただし、委員と兼ねることはできない。</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第7条 会長は、戦略會議を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長が、その職務を代理する。</p> <p>3 この会が行う契約その他の行為のうち、この会と会長との利益が相反する行為及び民法（明治29年法律第89条）第108条の規定の適用を受ける行為については、副会長が会長の職務を代理する。</p> <p>4 監事は、戦略會議の会計を監査し、必要があるときは、会長に対し意見を述べることができる。</p>	削除 削除

議案第2号 会則の一部改正について

新・案（赤字改正箇所）	旧	備考欄
<p>(2) 戦略ビジョンの策定及び進捗管理に関すること。</p> <p>(3) 南予博の承継プログラム及び戦略プログラムの企画実施に関すること。</p> <p>(4) 地域DMOの形成・確立及び観光関連組織の再編の検討に関すること。</p> <p>(5) 旧城下町エリアの町並みの保全と活用に関すること。</p> <p>(6) 長浜・肱川・河辺など周辺エリアへの波及に関すること。</p> <p>(7) 集客交流拠点施設（道の駅等）の検討に関すること。</p> <p>(8) 事業計画及び事業報告に関すること。</p> <p>(9) 収支予算及び決算に関すること。</p> <p>(10) その他、戦略会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。</p> <p>（会議の招集及び議長）</p> <p>第8条 会議は、会長が招集し、議長となる。</p> <p>（定足数）</p> <p>第9条 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。</p> <p>（議決）</p> <p>第10条 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>（委任）</p> <p>第11条 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、表決委任者は、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。</p> <p>（専決処分）</p>	<p>（オブザーバー）</p> <p>第8条 戦略会議にオブザーバーを置くことができる。</p> <p>2 オブザーバーは、会長が委嘱する。</p> <p>3 オブザーバーは、会議に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>（会議の構成）</p> <p>第9条 会議は、会長、委員及び会長が必要と認める者をもって構成する。</p> <p>（会議の機能）</p> <p>第10条 会議は、次に掲げる事項を審議し、決定する。</p> <p>(1) 会則に関する事項。</p> <p>(2) 戦略ビジョンの策定及び進捗管理に関する事項。</p> <p>(3) 南予博の承継プログラム及び戦略プログラムの企画実施に関する事項。</p> <p>(4) 地域DMOの形成・確立及び観光関連組織の再編の検討に関する事項。</p> <p>(5) 旧城下町エリアの町並みの保全と活用に関する事項。</p> <p>(6) 長浜・肱川・河辺など周辺エリアへの波及に関する事項。</p> <p>(7) 集客交流拠点施設（道の駅等）の検討に関する事項。</p> <p>(8) 事業計画及び事業報告に関する事項。</p> <p>(9) 収支予算及び決算に関する事項。</p> <p>(10) その他、戦略会議の目的を達成するために必要な事項に関する事項。</p> <p>（会議の招集及び議長）</p> <p>第11条 会議は、会長が招集し、議長となる。</p> <p>（定足数）</p> <p>第12条 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開</p>	削除

議案第2号 会則の一部改正について

新・案（赤字改正箇所）	旧	備考欄
<p>第12条 会長は、会議を招集する暇がないと認めるときは、会議の議決すべき事項を専決処分することができる。</p> <p>2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議において報告しなければならない。</p> <p>（検討・専門部会）</p> <p>第13条 戦略会議に、検討・専門部会を置く。</p> <p>2 検討・専門部会は、戦略会議で付託された事項について調査検討を行う。</p> <p>3 検討・専門部会の委員は、会長が委嘱する。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、検討・専門部会に関し必要な事項は、会長が定める。</p> <p>（事務局本部及び事務局）</p> <p>第14条 戦略会議の事務を処理するため、<u>観光まちづくり課に事務局本部及び事務局を置き、環境商工部長を事務局本部長、観光まちづくり課長を事務局長に充てる。</u></p> <p>2 事務局本部及び事務局に関し必要な事項は、会長が定める。</p> <p>（経費）</p> <p>第15条 戦略会議の経費は、市負担金及びその他の収入をもって充てる。</p> <p>（会計年度等）</p> <p>第16条 戦略会議の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。この場合において、当該会計年度に属すべき出納の整理期間は、当該会計年度の終わりに属する年の4月1日から5月31日までとする。</p> <p>2 戦略会議の会計処理に関し必要な事項は、会長が定める。</p> <p>（解散）</p> <p>第17条 戦略会議は、第2条に規定する目的が達成されたときは、会議</p>	<p>き、議決することができない。</p> <p>（議決）</p> <p>第13条 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>（委任）</p> <p>第14条 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、表決委任者は、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。</p> <p>（専決処分）</p> <p>第15条 会長は、会議を招集する暇がないと認めるときは、会議の議決すべき事項を専決処分することができる。</p> <p>2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議において報告しなければならない。</p> <p>（検討・専門部会）</p> <p>第16条 戦略会議に、検討・専門部会を置く。</p> <p>2 検討・専門部会は、戦略会議で付託された事項について調査検討を行う。</p> <p>3 検討・専門部会の委員は、会長が委嘱する。</p> <p>4 前項に定めるもののほか、検討・専門部会に関し必要な事項は、会長が定める。</p> <p>（事務局本部及び事務局）</p> <p>第17条 戦略会議の事務を処理するため、<u>大洲市環境商工部に事務局本部、観光まちづくり課に事務局を置く。</u></p> <p>2 事務局本部及び事務局に関し必要な事項は、会長が定める。</p> <p>（経費）</p>	修正

議案第2号 会則の一部改正について

新・案（赤字改正箇所）	旧	備考欄
<p>の議決により解散するものとする。 (剰余金及び欠損金)</p> <p>第18条 戰略会議が解散する際に、剰余金又は欠損金が生じたときは、会議の議決により処理するものとする。 (その他)</p> <p>第19条 この会則に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。</p> <p>附則</p> <p>1 この会則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>2 この会則は、平成29年7月3日（一部改正）から施行する。</p> <p>3 この会則は、平成31年4月22日（一部改正）から施行する。</p> <p>4 この会則は、令和4年4月15日（一部改正）から施行する。</p> <p>5 この会則は、令和8年4月1日（一部改正）から施行する。</p>	<p>第18条 戰略会議の経費は、市負担金及びその他の収入をもって充てる。 (会計年度等)</p> <p>第19条 戰略会議の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。この場合において、当該会計年度に属すべき出納の整理期間は、当該会計年度の終わりに属する年の4月1日から5月31日までとする。</p> <p>2 戰略会議の会計処理に関し必要な事項は、会長が定める。 (解散)</p> <p>第20条 戰略会議は、第2条に規定する目的が達成されたときは、会議の議決により解散するものとする。 (剰余金及び欠損金)</p> <p>第21条 戰略会議が解散する際に、剰余金又は欠損金が生じたときは、会議の議決により処理するものとする。 (その他)</p> <p>第22条 この会則に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。</p> <p>附則</p> <p>1 この会則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>2 この会則は、平成29年7月3日（一部改正）から施行する。</p> <p>3 この会則は、平成31年4月22日（一部改正）から施行する</p> <p>4 この会則は、令和4年4月15日（一部改正）から施行する。</p>	

議案第2号 会則の一部改正について

新・案（赤字改正箇所）		旧																																																																					
別表 (第4条関係)		会議構成表																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>関係機関・団体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>大洲市</td><td>会長</td></tr> <tr><td>2</td><td>一般社団法人キタ・マネジメント</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>大洲市議会産業建設委員会</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>大洲商工会議所</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>長浜町商工会</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>川上商工会</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>大洲市観光協会</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>大洲市物産協会</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>大洲商店会連合会</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>愛媛県料飲業生活衛生同業組合</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>愛媛たいき農業協同組合</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>大洲市森林組合</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>大洲金融協会</td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>大洲市自治会連絡会議</td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>大洲青年会議所</td><td></td></tr> </tbody> </table>			関係機関・団体	備考	1	大洲市	会長	2	一般社団法人キタ・マネジメント		3	大洲市議会産業建設委員会		4	大洲商工会議所		5	長浜町商工会		6	川上商工会		7	大洲市観光協会		8	大洲市物産協会		9	大洲商店会連合会		10	愛媛県料飲業生活衛生同業組合		11	愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合		12	愛媛たいき農業協同組合		13	大洲市森林組合		14	大洲金融協会		15	大洲市自治会連絡会議		16	大洲青年会議所																				
	関係機関・団体	備考																																																																					
1	大洲市	会長																																																																					
2	一般社団法人キタ・マネジメント																																																																						
3	大洲市議会産業建設委員会																																																																						
4	大洲商工会議所																																																																						
5	長浜町商工会																																																																						
6	川上商工会																																																																						
7	大洲市観光協会																																																																						
8	大洲市物産協会																																																																						
9	大洲商店会連合会																																																																						
10	愛媛県料飲業生活衛生同業組合																																																																						
11	愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合																																																																						
12	愛媛たいき農業協同組合																																																																						
13	大洲市森林組合																																																																						
14	大洲金融協会																																																																						
15	大洲市自治会連絡会議																																																																						
16	大洲青年会議所																																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所 属</th> <th>職 名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>大洲市</td><td>市長</td><td>会長</td></tr> <tr><td>2</td><td>一般社団法人キタ・マネジメント</td><td>代表理事</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>大洲市議会産業建設委員会</td><td>委員長</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>大洲商工会議所</td><td>会頭</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>長浜町商工会</td><td>会長</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>川上商工会</td><td>会長</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>大洲市観光協会</td><td>会長</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>大洲市物産協会</td><td>会長</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>大洲商店会連合会</td><td>会長</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>愛媛県料飲業生活衛生同業組合</td><td>大洲支部長</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合</td><td>大洲支部長</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>愛媛たいき農業協同組合</td><td>代表理事組合長</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>大洲市森林組合</td><td>代表理事組合長</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>大洲金融協会</td><td>会長</td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>大洲市自治会連絡会議</td><td>会長</td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>大洲青年会議所</td><td>理事長</td><td></td></tr> </tbody> </table>			所 属	職 名	備考	1	大洲市	市長	会長	2	一般社団法人キタ・マネジメント	代表理事		3	大洲市議会産業建設委員会	委員長		4	大洲商工会議所	会頭		5	長浜町商工会	会長		6	川上商工会	会長		7	大洲市観光協会	会長		8	大洲市物産協会	会長		9	大洲商店会連合会	会長		10	愛媛県料飲業生活衛生同業組合	大洲支部長		11	愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合	大洲支部長		12	愛媛たいき農業協同組合	代表理事組合長		13	大洲市森林組合	代表理事組合長		14	大洲金融協会	会長		15	大洲市自治会連絡会議	会長		16	大洲青年会議所	理事長	
	所 属	職 名	備考																																																																				
1	大洲市	市長	会長																																																																				
2	一般社団法人キタ・マネジメント	代表理事																																																																					
3	大洲市議会産業建設委員会	委員長																																																																					
4	大洲商工会議所	会頭																																																																					
5	長浜町商工会	会長																																																																					
6	川上商工会	会長																																																																					
7	大洲市観光協会	会長																																																																					
8	大洲市物産協会	会長																																																																					
9	大洲商店会連合会	会長																																																																					
10	愛媛県料飲業生活衛生同業組合	大洲支部長																																																																					
11	愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合	大洲支部長																																																																					
12	愛媛たいき農業協同組合	代表理事組合長																																																																					
13	大洲市森林組合	代表理事組合長																																																																					
14	大洲金融協会	会長																																																																					
15	大洲市自治会連絡会議	会長																																																																					
16	大洲青年会議所	理事長																																																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所 属</th> <th>職 名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>大洲市</td><td>会計管理者</td><td></td></tr> </tbody> </table>			所 属	職 名	備考	1	大洲市	会計管理者																																																													
	所 属	職 名	備考																																																																				
1	大洲市	会計管理者																																																																					
		事務局																																																																					

議案第2号 会則の一部改正について

新・案（赤字改正箇所）	旧		
	所 属	職 名	備考
	1 大洲市環境商工部	部長	(事務局本部長)
	2 大洲市観光まちづくり課	課長	(事務局長)